（裏面）

相続人			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所	
法定代理人（相続人が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合） （ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所	
（法人である場合） （ふりがな） 名称		住所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	
令第6条の10に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　「相続人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
3　この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

※手数料欄

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第十六号

協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第一条第一号及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第一条第一号の規定に基づき、次のように告示し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一　昭和五十七年大蔵省告示第四十五号（信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件）の一部を次のように改正する。

第十九号の次に次の一号を加える。

二十　熊本市

第二　昭和五十七年大蔵省告示第四十七号（信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件）の一部を次のように改正する。

第十九号の次に次の一号を加える。

二十　熊本市

○金融庁告示第十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、平成十九年九月金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中第七十号を第七十二号とし、第二十九号から第六十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

三十　ＧＦＩ　Ｓｅｃｕｒｉｔｉｅｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

第一条中第二十八号を第二十九号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　ＵＢＳ証券準備株式会社

○金融庁
財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務省　法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳

「シーエーシーイーアイエス　バンク　フランス共和国　パリ市　ヴァリュベール　プレイス一―三」を「カセイス　バンク　フランス　フランス共和国　パリ市　ヴァリュベール　プレイス一―三　」に改める。